

事 務 連 絡  
令和 4 年 2 月 18 日

公益社団法人日本歯科衛生士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等に関する周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、2月12日から3月6日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、高知県が追加されるとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月6日まで延長されたこと等を受け、別添1から4までについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より周知依頼がまいりました。貴会におかれましては、傘下の団体等に対し周知等の御協力をお願いします。

[添付資料]

- 別添1 新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について
- 別添2 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について
- 別添3 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
- 別添4 イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その4）

以上